

産廃特措法 10年延長へ

改正法案を閣議決定

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を10年延長する改正法案が2月14日、閣議決定された。同法は2003年に施行されたが、13年3月31日に失

効する時限立法。今年1月現在、都道府県が13年度以降も支援を希望する事案は12事案あり、期限の延長が不可欠とされていた。

同法は、不法投棄による支障除去のうち、都道府県が行う行政代執行を支援する。対象の産廃は、97年の改正廃棄物処理法の施行（98年6月17日）前に不適正処分が開始されたもの。

環境省は自治体などにヒヤリングし、今回の改正案をまとめた。「最長10年という考えで、できるだけ早く終わらせたい。支援の対

象は12年度中に国と協議し、採択された事案に限るので、再延長は

ない（同省適正処理・不法投棄対策室）と話している。